

大和川河川敷における不法耕作是正の 取り組み事例（報告）

西山 寛亮¹・川西誠²

¹近畿地方整備局 京都国道事務所 京都第二維持出張所（〒604-8416 京都市中京区西ノ京星池町213）
²近畿地方整備局 大和川河川事務所 占用調整課（〒583-0001 大阪府藤井寺市川北3-8-33）

河川の不法占用の是正・解消は、河川環境の改善、治水能力の向上、河川の適正な利用等のために重要な業務の一つである。しかしながら実際に不法占用の是正・解消に至るには困難を伴う場合が少なくない。一方で、是正・解消が困難と言われてきた案件でも担当部署が積極的な対策に取り組んだ結果、早期解決に至った事例もある。

本報告は大和川河川事務所管内（以下「管内」）における不法占用の是正・解消事例を共有することにより、河川管理担当者の一助となることを期待するものである。

キーワード 河川管理、河川占用、不法占用、対策事例

1. 不法耕作の概要・背景

一級河川大和川水系大和川は、上流は奈良県、下流は大阪府を流域とし、大阪湾に注ぐ流路延長68km、流域面積1,070km²の一級河川である。

不法耕作が行われていたのは、大和川右岸4.8km付近（大阪府大阪市内）の高水敷である。耕作は広範囲であり、関わっている者は10人に及ぶものと推察された。

管内において、小規模な不法耕作が行われることはしばしばあったが、本件は畑の耕作に留まらず小屋や柵等の設置もされており、規模の大きい不法占用であった。

周辺住民に聞き取り調査を行ったところ、本件不法耕作は昭和40年代（1970年前後）から行われていることが確認できた。管内においては過去から様々な不法占用が行われており、不法占用の数・規模は年々減少してしたが、本件の対策は2017年時点まで未着手であった。

公共の土地を許可なく占用し、工作物等を設置することは河川法24条及び26条違反であり、本件不法耕作については敷地管理上是正が必要なものであった。

これまでも大和川河川事務所は様々な不法占用の是正に取り組んできたところであるが、本件は地元関係者より問い合わせがあったことを受け、2018年度より本格的に解消に取り組むこととした。



写真-1 不法耕作の様子①



写真-2 不法耕作の様子②

2. 不法耕作是正の取組方針

不法耕作を含め、不法占用の是正にあたっては、これまで様々な対応方針で措置されてきたが、本件では「不法占有物件の所有者が特定できた場合」と「所有者を特定できない場合」の二通りに分けて対応を図った。

不法占有の所有者を特定するために、まず不法占有の背景・現況の確認及び現地巡回を行い、その後は所有者を特定できたか否かによって対応方針を分類した。

(1)所有者が特定できた場合の対応方針

現地巡回等により、不法占有物件の所有者が特定できた場合は、まず物件の所有者に接触し、言い分を聴取する必要があると考えた。

「即座に撤去せよ」などと強行に迫った場合、所有者も感情的になり、解決に必要以上の時間を要するおそれが生じる。そのため、まずは所有者の弁解を聞いた上で、不法占有は法律に反する行為であり、改める必要がある旨の理解を促すこととした。

また、不法占有は行為者本人に物件を撤去させるべきではあるが、物件の規模によっては本人が速やかに撤去できるとは限らず、撤去までに著しい時間を要する場合は想定される。この場合は、河川管理者が撤去を行うことも手段の一つとして取り入れることとした。

河川管理者がにて物件の撤去を行う場合は、所有者の了解を得たうえで撤去の同意書（図-1）等を自筆での記入を得て、河川管理者が契約する維持工事にて撤去を行った。

私、	は、〇〇市〇〇区
〇〇丁目地先における一級河川大和川河川敷での	
耕作を、平成 年 月 日までに終了することを	
約束します。	
平成 年 月 日	
住所	
氏名	
電話番号	

図-1 同意書

(2)所有者を特定できない場合の対応方針

現地巡回など手を尽くしても所有者を特定できない場合は、まず耕作地や小屋等の見えやすい場所に置き手紙を設置して、河川管理者へ連絡をするよう促した。この置き手紙には一定の効果が見られ、置き手紙を確認したことから河川管理者へ自ら連絡を取った所有者もいた。

また、置き手紙を設置しても反応が無い場合は、看板等の設置を行い、簡易代執行の手続きに移した。

簡易代執行においては、まず現地に警告看板（図-2）を設置し、所有者からの反応が無いか確認した。

耕作者の方へ	
ここは河川区域です。 工作物(柵等)について直ちに撤去して下さい。 放置されている場合は当局において撤去・処分します。	
※なお、この看板を故意に傷つけたり、抜き去ったりすると、刑法の 器物損壊罪又は窃盗罪が適用されます。	
平成 年 月 日	
国土交通省 大和川河川事務所 占用調整課 072-971-1381	

図-2 警告看板

警告看板を設置しても反応が無い場合、河川法第77条第1項に基づいて指示書を作成するとともに、現地に指示書を貼り付けた看板（図-3）を設置した。指示書を設置した一週間後には官報に掲載する公告を行ったが、この場合は、指示書・公告ともに「是正期限：〇年〇月〇日まで」と具体的な撤去期限を記載している。

指 示 書 第 号	
この場所は、一級河川大和川の国有河川敷地です。 土地を占拠し工作物を設置する行為は、河川法第24条及び第26条の規定に違反します。 このため、これらの行為を行っている者（以下「該当者」という。）に対し、下記のとおり是正するよう、同法第77条第1項の規定に基づき指示します。 なお、該当者がこの指示に従わない場合は河川法の規定に則り、10月29日に国土交通省において撤去・解体・処分等の措置を行います。	
平成30年9月21日	
河川監理員 国土交通省近畿地方整備局 大和川河川事務所堺出張所長	
記	
1. 該当者に指示する是正内容 小屋及び小屋内の収納物については、河川区域外に搬出、撤去すること。	
2. 是正の期限：平成30年10月27日（土）まで	
3. 国土交通省連絡先 大和川河川事務所 占用調整課（電話：072-971-1381） 堺出張所（電話：072-227-7160）	

図-3 指示書

簡易代執行に基づき撤去した小屋等の物件は一定期間保管し、期間の経過後は河川管理者が処分を行っている。簡易代執行の詳細な手続きについては次節において解説する。

3. 簡易代執行

不法占用物件の所有者が特定できず、かつ物件に財産価値があると判断した場合は、簡易代執行により物件の処分を行った。簡易代執行の手続きについては以下の順で行った。(図-5「簡易代執行処理フロー」参照)

(1) 警告看板・指示書の設置

手続きの始めは不法占用物件の所有者を調査と併行して、現地に警告看板(図-2)を設置した。

その後設置する指示書については、図-3に示すとおり、是正の期限を定めている。この是正の期限は、公告の期限と整合させる必要があるため、指示書の設置にあたっては同時に公告の手続きを進めておく必要がある。

なお、警告看板・指示書の設置期間について定めは無いが、警告・指示内容を十分に周知する必要があるため、看板等の設置から公告を行うまで一定の間隔を空けることが望ましいと考える。

(2) 公告

公告については、現地に看板を設置するだけでなく、事務所及び管内の出張所への掲示を行った。公告の内容は図-4に示す通り、物件の詳細、位置図、写真等を記載し、押印のうえ掲示した。

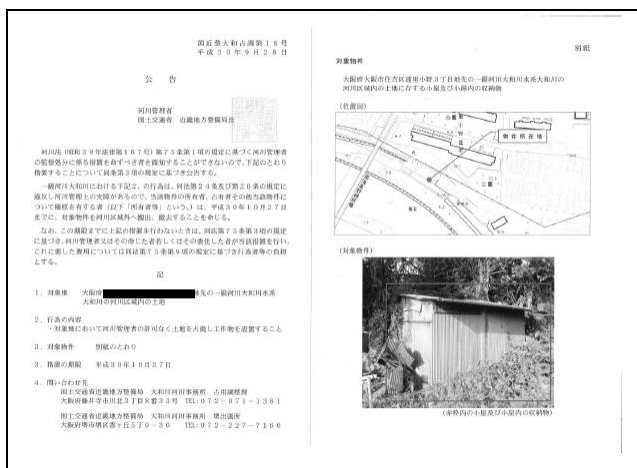


図-4 公告

(3) 簡易代執行の実施

公告に記載した措置期限が過ぎた後は、簡易代執行により、物件を撤去し、保管を行った。

簡易代執行にあたっては当日トラブル等が起こりうることも想定し、撤去作業は職員立会の下で実施した。また、執行中には河川管理者の事務所に問い合わせがあるため、現場だけでなく大和川河川事務所にも人員を配置するなど、対応できる体制を整えた。

撤去した物件は、今回ほぼすべてを「財産価値あり」とし、河川管理者の資材置場に保管した。なかには、鉄材でできた小屋もあり、解体した資材も保管することとした。

(4) 公示(撤去・保管した物件等の返還のため)

不法占用物件は現地から撤去し、保管を始めた日に官報公示を掲載し、保管物件の返還に係る事項を公にした。

また、公示の開始から6ヶ月後には物件の所有権が国に帰属するものとし、帰属後は国により物件の処分が可能とした。

以上が簡易代執行の一連の流れである。

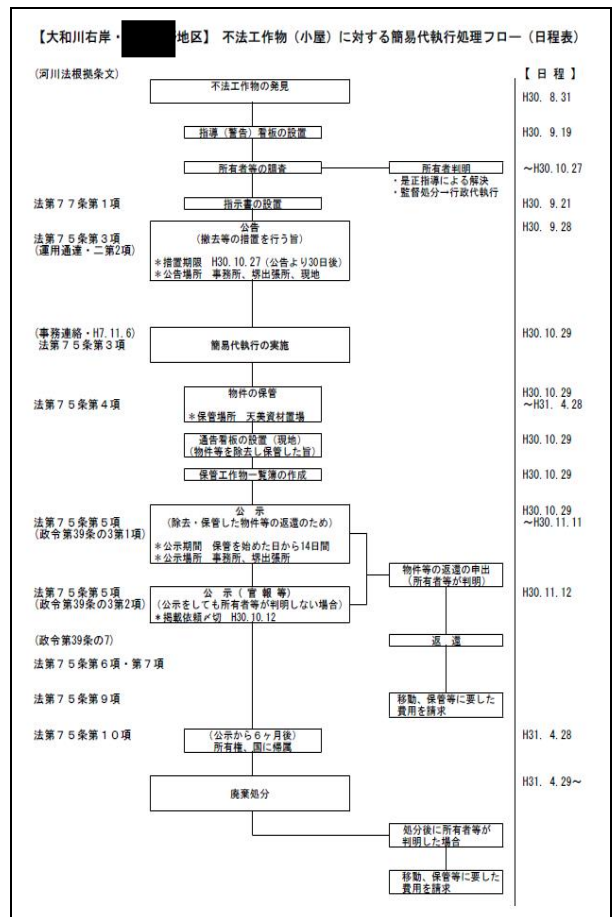


図-5 簡易代執行処理フロー

4. 不法耕作是正のまとめ

(1) 工夫した点

今回、不法占用対策において工夫した点は様々あるが、

最も有効であったのは、あらゆる機会を想定し、可能な限り現地に赴くことで不法占用物件の所有者との接触機会を増やしたことである。朝・昼・夕方と時間をずらし現地に赴く回数を増やすことで所有者と接触する機会も増やすことができた。また、「2. 不法占用是正の取組方針」でも述べたように、置き手紙や看板等を設置することで所有者の方から当事務所へ働きかけてもらう方法も有効であった。

今回の撤去作業において、所有者からの苦情や妨害など大きなトラブルは起こらなかったが、これは耕作に関わっていた不法占用者の大部分と撤去を行う前に接触したことの効果であると考ええる。

(2) 不法耕作是正の効果

大規模な不法耕作を是正したことにより、現地の景観や印象は大きく変化した。不法耕作の是正手続きは数ヶ月に及んだが、是正後は都度関係職員が現地を確認するよう配慮した。不法耕作の是正がほとんど完了した頃、現地で自治会員の方と接触する機会があったが、「非常に見栄えがよくなった」と好評が得られた。また地元の自治会長から大和川河川事務所にわざわざ電話があり、謝辞をいただいた。

河川の高水敷は国が所有する土地ではあるが、原則自由使用となっているため、河川に親しみを持っている近隣住民も多い。今回のような不法耕作の是正は、周辺住民の生活に利するものであるだけでなく、行政が適正な業務執行を行っていることを示すわかりやすい事例となったと考える。



写真-2 不法耕作是正完了写真

(3) 今後の課題

今回の不法耕作是正において大きなトラブルは無かったものの、今後さらに検討を重ねていくべき課題もあった。

a) 簡易代執行の適用範囲

簡易代執行による物件の撤去は、法的根拠があるとはいえ河川管理者による強制的な執行であるため、その適

用には慎重な判断が求められる。今回は地元要望があったためスムーズに不法占用の解消に取り組めたが、ケースによっては強制力を持った執行が地元感情を刺激することも想定される。どの程度の規模で、どのような種類の不法占用であれば簡易代執行を行えるのか、今後も議論を深めていく必要がある。

b) 財産価値の判断について

今回は撤去・保管した小屋等の物件は、所有者が現れることも想定して、ほとんどすべての物件を「財産価値あり」と判断したが、今回の不法占用以上に規模の大きいものに対処する場合、すべてを保管することが不可能となることも想定される。財産価値の有無については現在明確な基準がなく、現場判断となっているのが実情である。財産価値の有無について一定の基準があれば現場としても対応しやすく、物件の運搬・保管に係る費用が削減できるため、今後は物件の財産価値の有無について一定の基準を設けることも検討すべきと考える。

5. おわりに

今回の不法耕作は規模が大きいものの、特別な対応を行ったものではなく、基本的な対応を丁寧に行って解消したものである。一見解決が難しく見える不法占用であっても、対応方針を明確にし、現場確認を繰り返すことで迅速に解決できることもあり得る。

今回の事例は管内に古くから存在する不法占用であり規模が大きくなってしまっていたが、規模が大きくなる前に不法占用状態を解消することが理想的であることは言うまでもない。

不法占用の規模が大きくなることを防ぐためには、規模が未だ小さい不法占用であっても、漏らさず一つずつ是正していくことが肝要と考える。

是正を行うにあたっては、地道な現場確認が必要となるが、現場確認において得た知見は不法占用の是正に限らず、河川管理業務全般に活かすことができるため、可能な限り積極的に現場確認を行うべきであろう。

不法占用の是正において有効な方法は一つとは限らず、様々な是正方法が存在するが、今回紹介した事例が不法占用解消の一助となれば幸いである。

最後に、不法占用の是正にご理解とご協力をいただいた関係各位に対して感謝の意を表し、本報告の結びとする。

西山 寛亮 (旧所属：近畿地方整備局 大和川河川事務所 占用調整課)

川西 誠 (近畿地方整備局 大和川河川事務所 占用調整課)